社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』第19号　2007（pp. 1 - 8）

中学校社会科歴史教科書におけるアイヌ民族記述（近世史）の誕生

－多文化主義的・多元的記述を構想するための基礎作業としての教科書分析－

The Birth of Narration on AINU PEOPLE IN THE SOCIAL STUDIES TEXTBOOK OF JUNIOR HIGH SCHOOL

吉　田　正　生
（北海道教育大学旭川校）

はじめに

本論は，東京書籍など5社の昭和53年度本中学校社会科歴史教科書の近世史にアイヌ民族関係記述がはじめて登場した理由を明らかにしようとするものである[①]。

当時，学習指導要領が，近世史にアイヌ民族関係記述を盛り込むことを特に要求したわけではない。また，アイヌ民族関係団体の方から各教科書会社に対して特に働きかけがあったわけでもない。したがって，それは教科書出版社側の自主的な判断によって行われたものである。なぜ，このような自主的決定がなされたのか。これを関係者へのインタビューと関連文献の読み込みによって明らかにすること，これが本稿の目的である。

このような目的の背後には，多文化主義ないしは多元主義に基づいた教科書記述を開発すべきだという問題意識がある。歴史教科書をめぐるこれまでの論争はほとんどが，日本が単一民族国家であることを前提にしている。また，「した側」-「された側」という多元的視点を意識した場合にはあまりにも一方の側に思い入れを込めている。個人としていずれか一方に思い入れをすることは当然であろうが，教育実践としてそれを行うことは教育の中立性という理念からすれば問題である。

では，バランスのとれた教科書記述はどうあればよいのか。紙数の関係上，本稿ではそこまで論述することはできない。ここではそうした大きな作業の前提として，これまでの中学校社会科歴史教科書におけるアイヌ民族関係記述の実態を把握すること，さらに限局して登場時の実態と登場理由を明らかにすることだけに焦点を絞った。また執筆者たちの思い入れが簡単に見えてくる近現代史の記述をとりあげず，歴史的事実を標準的な歴史学の成果に基づいて述べていると思われがちな近世史記述の実態を明らかにすることにさらに焦点化した。それぞれの記述の偏りが何によって生み出されたのかを観ることは，教科書記述の構成に際し，執筆者をより自覚的にするだろう。

登場理由については，関係者にこれまでインタビューできたT社とK社のうち[②]，T社についてのみ詳述した。やはり紙数の関係からである。

以下，まず昭和53年度本教科書がつくられた頃，編集者や執筆者はどのような状況におかれていたのか。それをT社の編集者が書いた文章によって明らかにする（1）。次に（1）でとりあげた文章を深く理解するため，教科書調査官制度下の検定[③]における編集者と教科書調査官とのせめぎあいがどのようなものだったのか，またそれを教科書調査官がどのように評価していたのかなどを文献に基づいて論述する（2）。そのうえで，T社53年度本教科書にアイヌ民族関係記述が登場した理由を論述し，さらに各社教科書記述の類型化を行う（3）。最後に今後の課題について述べる。

1　昭和53年度本のころの教科書編集者

（1）家永教科書訴訟と杉本判決

昭和40（1965）年6月12日，東京教育大学教授だった家永三郎は教科書検定違憲・違法の訴訟に踏み切った[④]。

> 私は，ここ十年あまりの間，社会科日本史教科書の著者として，教科書検定がいかに不法なものであるか，いくたびも身をもって味わってまいりましたが，昭和三十八，九両年度の検定にいたっては，も

はやがまんできないほどの極端な段階に達したと考えざるをえなくなりましたので，法律に訴えて正義の回復をはかるために，あえてこの訴訟を起すことを決意いたしました。

昭和20年代後半から文部省の検定姿勢は厳しいものとなり，昭和30年代にはさらにF項パージ，検定を専門とする教科書調査官の常置など一連の教科書統制策が打ち出され，検定は編集者や執筆者の上に重くのしかかるようになった。後にこの時期は「教科書の冬の時代」と呼ばれる。

家永の訴訟は，この「冬の時代」に対する編集者や執筆者の抗議の声を代弁するものであった。この後，家永はさらに第二次，第三次訴訟と訴えを起こしていく。「保守」勢力が後に，教科書検定に対して「進歩」勢力からの反攻が始まり文部省が後退を余儀なくされたとする時期が始まったのである。特に，昭和45（1970）年７月17日に杉本良吉裁判長が下した第二次訴訟に対する判決以降，文部省は慎重な検定姿勢をとるようになり，「保守」陣営も文部省のそうした姿勢を認めざるを得ない状況が生まれた。「杉本判決」が国家の教育権を否定し，教育への国家の介入は必要最小限に限られるべきものとしたからである。「杉本判決」は，国民にこそ教育権があるという立場に立ち，検定制度を実質的には「違憲」とし，その後の検定のあり方や教科書編集に少なからぬ影響を及ぼしたのである。

（２）冬の時代の終焉

杉本判決によって，「冬の時代」が終わった。それが，編集者や執筆者にとって具体的には何を意味するものであったか。それを示す文書がある。T社の２人の編集者，白石義則（故人）と広瀬鉄夫（すでに定年退職）によって書かれた「社会科教科書と同和教育教材の登場」（以下，白石・広瀬論文）である。中央教育研究所（財団法人）の『中研紀要「教科書フォーラム」』第１号に掲載されており，平成14年ごろに書かれたものと思われる。

白石・広瀬論文はT社の中学校社会科歴史教科書が同和教育教材を取り入れるようになった経緯について述べたものであり，教科書訴訟について語ろうとしたものではない。したがって逆に教科書訴訟や杉本判決が，編集者や執筆者たちにどのような影響を及ぼしたのかがうかがえる。次の一節などは，貴重な証言である[5]。

教科書の冬の時代が続くなかで，同対審答申をどう受けとめ，どういう教科書を作成することができるのか，発行者，編集者，執筆者，皆悩みながら編集に参加していた。

…（中略）…。

先述したように，この中学校72年度本歴史的分野教科書から初めて部落問題・同和問題の教材が取り入れられるのであるが，（1962年に出された）同対審答申の検討時間があったからということもさることながら，1970年の家永教科書裁判・第2次訴訟判決（杉本判決）の勝訴による，それ以降の教科書をめぐる内外の状況の変化が大変大きいといえよう。これによって，各社の執筆者，編集者，発行者は，教科書改善に意欲をもち，自信を深めていったと思われる。

「杉本判決」以降，文部省が後退を余儀なくされたという「保守」陣営の認識どおりだったことがわかる。中教出版の編集者だった徳武も同じことを書いている[6]。

一九六〇年代から七〇年代にかけて底をついたと見られる教科書内容が，七〇年代の半ばから後半，そして八〇年代初頭にかけて，部分的であり，教科書によって差はありましたが，改善されはじめたのです。戦後三〇年の教科書の歴史のなかで，このことは関係者の目を輝かせるに十分な衝撃でした。杉本判決の獲得をはじめ教科書裁判におけるかずかずの成果や教科書批判・研究，採択の民主化の運動の前進などを直接の契機として，教科書の編集者や執筆者たちが希望と勇気をもって教科書作りにとりくんできた成果の一端があらわれはじめたといえるでしょう。

つまり，昭和53年度本が作られた頃は，これまでの文部省のきびしい検定姿勢が後退し，編集者や執筆者たちがかなり大胆に自由に教科書を書け

るようになった時代であり，「教科書の編集者や執筆者たちが希望と勇気をもって教科書作りにとりく」んだ時代だったのである。

2　検定というせめぎあいの場

（1）検定のしくみ

昭和53年度本が出た頃の検定の仕組みがどのようになっていたかがわからないと，「教科書の編集者や執筆者たちが希望と勇気をもって教科書作りにとりく」んだと言われても，それが具体的に何を意味しているのかがわからない。そこで，当時の検定の仕組みについて簡単にふれておく。

図１は，「80年代検定」のプロセスを示したものである。中学校の53年度本は，昭和52年９月に告示された「教科用図書検定基準」に基づいたものであって，このプロセスのとおり行われたわけではない。しかし，「誤記・誤答審査」において，“誤記・誤植が一定数を超えたらその段階で（内容審査を行うことなく）不合格にする”という規定があるかないか程度の違いであり，53年度本の検定は，ほぼこれに従っていた。そこで，図１によって53年度本の検定についてごく粗く述べる。

まず教科書会社から提出された「原稿本」の審査が行われる。どこの教科書会社のものかわからないよう白表紙をつけた教科書原稿を教科書調査官たちが読み，それにA意見（絶対に修正しなくてはいけないもの）とB意見（検討してほしいという程度のもの）をつけて審議会に報告する。審議委員たちはそれを聞いて合格か不合格かを決定する。審議会では，さらに付け加えるべき意見があれば，それも付け加え教科書調査官たちに検定意見を作成させる。その後，編集者や執筆者を文部省に呼び検定意見が伝えられる。

次に「内閲本審査」の段階になる。編集者や執筆者は，原稿本につけられた検定意見を持ち帰って対策を練り，修正した原稿を持ってきて再び教科書調査官に見せる。これが「内閲本」と呼ばれるものである。要するに，“文部省の言うところに従いこのように直してみたが，如何か”とお伺いを立てる段階である。お伺いを立てるといっても，編集者や執筆者は当初の意図を何とか残そうとネゴシエイトを行う。俗に「内閲調整」と呼ば

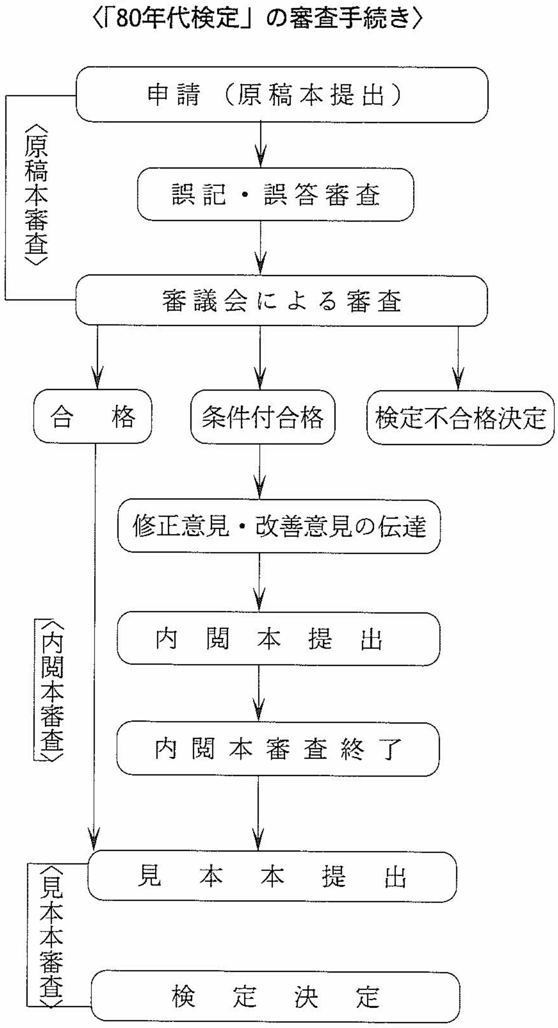

図１　「80年代検定」のしくみ

（出典：日本カリキュラム学会（編）2001『現代カリキュラム事典』ぎょうせい，144頁）

れるものである。

「冬の時代」は，この「内閲調整」の段階で編集者や執筆者がとても弱かった。それに対して「冬の時代」が終わってからは，編集者や執筆者が強くなり，教科書調査官から伝えられた検定意見に対して抗うようなかたちでネゴシエイトが行われることが多くなったのである。編集者や執筆者が押し気味になったとはこのことである。

先に引用した白石・広瀬の論文にある「教科書の編集者や執筆者たちが希望と勇気をもって教科書作りにとりくんできた」という部分は，教科書調査官とのネゴシエイトにおいて“彼らの指示に全面的に従わなくても大丈夫。自分たちが正しいと思ったこと，書きたいことを引っ込めなくとも

「内閲調整」で何とかなる。可能な限り交渉しよう”という“抗いの姿勢”が編集者たちの間に強くなってきたという読み方をする必要がある。

杉本判決以降，編集者や執筆者の“抗いの姿勢”がどんなに強くなったか。状況証拠とでも言うべきものを三つ示す。一つは，編集者側のつぶやきとで出版労連の『教科書レポート』に載ったもの。二つ目は徳武が書いたもの。三つ目はある教科書調査官（社会科）が講演の中で述べたことである。

まず，三つ目のある調査官の発言を紹介する。この調査官は，時野谷滋である。大正13年生まれの時野谷は，昭和48年に栃木県の小山高専（教授）から教科書調査官に転任し，昭和60年に定年退官した。文部省在任12年。時野谷を有名にしたのは家永裁判である。家永の『新日本史』を検定したのが時野谷だったため，また昭和50年からは定年退官した村尾次郎の後を襲って主任調査官を務めたため，裁判で矢面に立ったのである。

村尾は皇国史観の持ち主といわれ，時野谷はその後継者と目されていた[7]。時野谷の講演をもとに編まれた本の中に次のような一節がある[8]。

> 私は先ほどご紹介いただきました通り文部省に十二年おりましたけれども，率直に申し上げますと教科書は年々ひどくなっていく。なんとかして防ぎたいものだと思いましたけれどもなんともできないでおりました。

時野谷が直接，検定にかかわった中学校教科書は，昭和50年度版，53年度版，56年度版，59年度版である。したがって時野谷の目からすると，50年度版よりも53年度版が，また53年度版よりも56年度版が悪くなっているということになる。ちなみに56年度版の中学社会科公民教科書は，『週刊新潮』は無論のこと朝日新聞によっても権利のオンパレードとされたものであり，危機感を募らせた保守的知識人たちは『疑問だらけの中学教科書』（森本真章，滝原俊彦共著，ライフ社，1981年）を出版したり，自民党の三塚博などは偏向教科書ばかりだと国会で問題にした。

編集者たちの“抗いの姿勢”が強くなっていたことを示す二つ目の状況証拠は，徳武が書いた文章である。徳武は，小学校社会科教科書の「戦争記述」（いわゆる「15年戦争」に関するもの）を60年代のもの，70年代のもの，80年代のものと比較して，次のように述べている[9]。

> こうしてみると，「侵略」を「進出」と書かざるを得ないという問題を残しながらも，学習指導要領・検定制度改悪にもかかわらず編著者や教科書労働者の戦いが，教科書を逆に改善していることがわかる。これは家永第二次訴訟一審・杉本判決による国民の教育権の確定に勇気を得，展望を見出したことが大きく影響していると考えることができよう。

「進歩」的な勢力は検定規程が改訂されるたびに，“文部省や教科書調査官が検定を強化することになる・改悪だ”と騒ぎ続けたが，実態はかならずしもそうではなかった。編集者と教科書調査官との間で最も激しい攻防が行われたはずの近現代史の戦争関係記述においてさえ，徳武が「教科書は改善されている」というような状況が生まれていた。だからこそ時野谷は，「教科書は年々ひどくなっていく」と述べたのである。杉本判決以降，編集者たちが“抗いの姿勢”を強くして「内閲調整」の場を抵抗の場として巧みに活用したため，調査官たちが思うような方向での教科書記述の改善が行われなかったとことがみてとれる。

では，「内閲調整」の場での抵抗は具体的にはどのように行われたのか。一つの例が，昭和57年の毎日新聞の連載記事にみられる。ある「編集者」の証言として紹介されたものである[10]。

> 検定の基本的な姿勢からきたチェックだな，と思うものについては，意見申し立てはしませんよ。だれが見ても明らかに調査官のミスだと思うもの以外は，意見申し立てをしても無駄ですからね。…（中略）…。
>
> だから，ふつうは“てにをは”程度だけでも書き直しをしておいて，内閲本の調整段階で，こちらの意図を押し込むように努力をするんです。

すなわち，異議申し立てもせずまた修正意見に全面的にしたがうこともせず，内閲調整という直

接のやりとりの場で「編集者・執筆者」は「こちらの意図を押し込む」ことに努めていたのであり，53年度本が出された頃はこのせめぎあいにおいて編集者たちが押し気味のときだったのである。

さらにまた，次のようなことが平成7年の出版労連の『教科書レポート』の記事のなかにみられ，したたかな編集者が出現していたことがわかる。「内閲調整」において編集者たちの“抗いの姿勢”がいかに強くなっていたかを示す三つ目の状況証拠である。ごく粗く紹介する――内閲調整の段階で編集者や執筆者が検定意見に強く抗弁すると，教科書調査官は次のように言ったそうである。「あくまで譲れないということであれば，結構です。別に構いません。結果はどうなるか知りませんが……」。しかし，こう調査官に言われても，「蚊に刺された程度の痛みしか感じない」と公言する編集者が出現していたのである[11]――。

3　53年度本に登場したアイヌ民族関係記述（近世史部分）とその登場理由

（1）53年度本に登場したアイヌ民族関係記述（近世史部分）

日本の近世史と絡めたアイヌ民族関係記述を，高倉新一郎の『アイヌ民族政策史』[12] などの学問的成果を精確に反映したものにしようとするなら，最低限，「商場知行制とシャクシャインの戦い」「場所請負制とメナシ・クナシリの戦い」「松前藩による蝦夷地再統治とアイヌ社会の崩壊」という三つの「連関セット」を用いて記述を構成する必要がある。さらに，それぞれの連関セット内におけるアイヌ民族に対する和人側の収奪の性質の違い（商場知行制のもと＝不当な交易による収奪→場所請負制のもと＝漁業労働者としてのアイヌ民族からの収奪→松前藩による蝦夷地再統治の時期＝末端行政機関化した番人等によるより過酷なアイヌ収奪）も書き込まれていなければならない。

ここまで行ってはじめて，日本史と関連させてアイヌ社会の状況や変質を学的に叙述したことになる。

では53年度本に登場したアイヌ民族関係記述（近世史関係）は，そうしたものだったのだろうか。否である。いずれの社のものもそうではない。

しかし逆に，この学問の成果を正確に反映したときにできるであろう叙述と比較して，何を書いたのかあるいは書かなかったのか。これをみることで，教科書に現れた個別の記述を類型化できるとともに，編集者たちが何に重点を置いて記述を構成したかったのかがあらわになってくる。すなわち，編集者たちがアイヌ民族関係記述に込めた教育的意図や社会理想といったものが析出されてくるのである。

各社の昭和53年度本のアイヌ民族関係記述（近世史）を具体的に示すと次のようになる。

＜T社＞　160頁

蝦夷地の大部分には，アイヌが住み，漁業などに従事し，南部におかれた松前藩が，アイヌとの交易を独占した。やがて商人が，松前藩から交易を請け負って進出し，暴利を求めて，アイヌの生活を苦しくした。そのため18世紀の末には国後島でアイヌの反乱が起こった。

＜K社＞　169頁

蝦夷地には，古くからアイヌの人々が狩や漁をしてくらしていたが，16世紀の末ごろから松前藩の支配を受けるようになった。松前藩は，内地の商人にアイヌとの交易を請け負わせ，利益を得ていた。商人は，米・酒などとこんぶ・鮭・毛皮などとの交換を行ったが，その交易は，アイヌにとってきわめて不利なものであった。こうしたことから，アイヌは，商人などの非道なやり方に我慢できず，時には武器を持って立ち上がることもあったが弾圧された。

＜G社＞　125－6頁

蝦夷地のアイヌと，この地方にはいりこんで商業や漁業の権利を手に入れた和人との間には，しばしば衝突がおこり，15世紀中ごろには，コシャマインが大きな反乱をおこした。この反乱をおさえた武士の子孫は，のち蝦夷地の支配を許されて，1万石の松前藩主となった。松前氏のもとでも，アイヌはシャクシャインの乱などをおこして反撃した。

＜C社＞　164頁

蝦夷地の渡島半島南部は，豊臣秀吉のころから松前氏の領地であったが，ほかの地方は，アイヌ人の生活する地であった。しかし，18世紀になると，海産物や木材をとるため，大阪や近江（滋賀県）など

の商人がはいりこみ，松前藩とともにアイヌ人に対する支配を強めながら，次第に北方へ進出した。民族の絶滅の危機にあったアイヌ人は，これに対して，しばしば反乱をおこした。

<O社>　133頁

北海道では，15世紀半ばに，すでに近畿や北陸地方から商人や武士が進出し，原住民のアイヌとのあいだに通商がおこなわれていました。そして，17世紀には，松前藩がアイヌとの交易を独占するようになり，幕府の許可を得て渡島半島に領地を広げていきました。

このように学問の成果のうちの一部をとって叙述を構成しているので，これらの教科書記述を「物語」と呼ぶことにする。

5社がどのような物語を展開しているのかをみてみよう。各社の記述の中にみられる物語構成契機には，交易・紛争・アイヌの武力による抵抗（反乱とかかれているもの）・アイヌの敗北，という四つがある。

“和人と交易していたのだけれど，それがアイヌにとって不利なものになったのでアイヌが立ち上がって戦いになった”という物語を展開している叙述を「抵抗物語」とする。T社とC社がこれに該当する。

「抵抗物語」は要するに，交易・紛争・抵抗の3つの契機から出来上がっている。

「抵抗物語」にアイヌ側の敗北を付け加えたものがある。G社とK社のものである。この二社のものは物語の構成契機は同じであるが，構成の仕方が異なる。

G社のものは，“アイヌは一旦は大きな民族戦争に敗れたがまた反撃を開始した”と，およそ200年離れた二つの戦い――コシャマインの戦い（1457年）とシャクシャインの戦い（1669年）―を関連付けて記述している。これは，<紛争>→<抵抗>→<敗北>→<抵抗>となっている。そこでこれを「抵抗物語」に準ずるものという意味で「亜 - 抵抗物語」と呼ぶことにする。

他方，K社の構成は，<交易>→<紛争>→<抵抗>→<敗北>となっているので，「抵抗 - 敗北物語」と呼ぶことにする。

最後に一つだけ残ったO社のものである。これをアイヌと和人との間のどのような交渉をとりあげているのかという視点で見つめ直してみると，両者の間の通商関係のみがとりあげられたものということがみえてくる。すなわち，両者の間にあった紛争ないし戦争についてはまったく触れられていない。そこでこれを「平和物語」と呼ぶ。

以上，5社の昭和53年度本のアイヌ民族関係記述（近世史）には，「抵抗物語」・「亜 - 抵抗物語」・「抵抗―敗北物語」・「平和物語」の四つがあることが明らかになった。

（2）53年度本にアイヌ民族関係記述が登場した理由

そこで，最初の問題「なぜ，アイヌ民族関係記述（近世史）が53年度本に登場したのか」に立ち戻る。

5社に現れた理由は，その年度の教科書が全面改訂版だったからということになる。

K社の場合，50年度本の近現代史にアイヌ民族関係記述がはじめて登場する。K社関係のインタビュイーによると，50年度本は4分の1改訂だったから，近現代史部分の充実を図るにとどめたというのである。そして全面改訂の53年度本で，この時期までに積み上げられていたアイヌ民族関係の授業実践の成果を踏まえて近世史に記述を入れたという。つまりこの時期には，教科書にとりいれることができるだけの授業実践がそろっていたというのである。K社がアイヌ民族関係記述に逸早く着目した理由は，K社が北海道を主たる市場としているという点にも求めるべきであろう。

他方，T社のほうは，53年度本の現代史と近世史にアイヌ民族関係記述を同時に登場させた。これも53年度本が全面改訂だったのでそれまでにない内容を盛り込むことが可能になったからだという。T社にとっても北海道は大事な市場である。

T社，K社の場合だけでなく，他の3社においても全面改訂の53年度本には新たな内容を盛り込みたいという編集者の思いがあったのだろう。

しかし，なぜ，アイヌ民族関係記述なのかという疑問はまだ残る。「新しい内容」としてアイヌ民族関係記述を取り上げる必然性はないのである。

この疑問に対してT社関係のインタビュイーは，次のように答えてくれた[13]。

これまでは，支配者の側から見た「征服史観」で教科書記述が行われていました。しかし，「杉本判決」以降，この「征服史観」を乗り越えようという動きが執筆者や編集者の中に生まれました。これまでスポットを当てられなかった民衆とかマイノリティを歴史の中に登場させたいということです。これは，教科書業界だけでなく教育界の動きでした。特に歴教協の「地域の歴史の掘り起こし運動」の影響が大きかったと思います。地域に生きた人々の歴史をとりあげようとするとき，アイヌ民族の歴史は不可欠のものでした。

要するに，歴教協の地域の掘り起こし運動の影響を受けたということである。さらに重要なのは，「征服史観」を育ててしまうような歴史叙述から脱却して「民衆史観」を子どもたちの中に育む歴史叙述にしたかったという動機があったことである。“当時の編集者は中央の歴史だけではなく，地方の歴史にも目を向けなくてはならないという思いを持った”のだということも，インタビュイーは語ってくれた。

こうした証言から，次のような推測ができる。すなわち，先に見た各物語にある抵抗契機は，弱者や民衆が権力に果敢に立ち向かった事実を示したいという編集者たちの熱い思いや社会理想が生み出したものであり，敗北契機や「平和物語」は検定を意識し，「過激な印象」や「偏向」した印象を与えまいとする工夫なのではないか。

しかし，編集者が理想に燃えていても経営方針に合わなければアイヌ民族関係を登場させることはできなかったろう。この点は，どうだったのか。採択に大きな影響を与える教員側が左傾化しており，T社の教科書は昭和40年代には不人気となり採択数が減っていた。それを示すのが表1である。昭和40年代，T社の市場占有率は20%前後で1位の中教に大きく水をあけられていた。人権教育の要素をとりいれた昭和47年版でも占有率を伸ばして1位の中教にとってかわるところまでは進めなかった。だが，50年度本で大きく飛躍し，56年度本では30%を超え1位となる。平成14年度本ではついに市場占有率が50%を超えるのである[14]。T社は人権重視路線をとったことで市場占有率を拡大することに成功したのである[15]。

だが，全社がアイヌ民族関係記述をとりあげ，またK社が逸早くアイヌ民族関係記述を登場させたことの背景としては，北海道が教科書の巨大市場だということを考えておくべきだろう。

T社に限定して言うなら，K社に大きく水をあけられているとはいえ，北海道は大きな市場の一つである，K社にそれ以上，水をあけられないためにもまた他社に食い込まれないためにも，アイヌ民族をとりあげる必要があったということが推測できるのである[16]。

表1　T社・K社の中学校社会科歴史教科書の市場占有率

年度	T社（順位）	同年度の1位または2位
S.41	19.0%（2）	中教（1）37.5%
S.44	20.2%（2）	中教（1）38.8%
S.47	18.7%（2）	中教（1）33.5%
S.50	27.4%（1）	中教（2）19.5%
S.53	26.8%（1）	日書（2）20.0%
S.56	32.1%（1）	大書（2）16.9%

（出典：『教科書レポート2002』No.46，80頁）

おわりに

T社53年度本の近現代史記述にアイヌ民族関係記述が登場した理由を整理しておこう。

1）53年度本が全面改訂版であったこと，
2）歴教協の運動の影響を受けて中央史観などから脱却し民衆史観によって教科書をつくりたいという思いが編集者のなかに生まれていたこと，
3）そうした思いを具現化できる三つの条件（文部省の検定姿勢が以前より弱くなっていたこと；会社の経営方針が人権教材などを取りいれより進歩的な教科書にしようというものになっていたこと；教科書にとりいれても大丈夫なだけの授業実践があること）がそろっていたこと，
4）北海道が大きな市場であること。

紙数の関係およびインタビュイー確保の関係で，T社の場合しかとりあげることができなかった。他社の場合にもインタビュイーを見つけ，詳しい話を聞くことは，喫緊の課題である。関係者の記

憶は日々風化しているだろう。

《註》

① このときの５社とは東京書籍（以下，Ｔ社），教育出版（以下，Ｋ社），中教出版（以下，C社），大阪書籍（以下，Ｏ社），学校図書（以下，Ｇ社）である。帝国書院（以下，Ｔ書院）はこのときには中学校社会科歴史教科書から撤退していた。日本書籍（以下，Ｎ社）は昭和59年版になってようやく登場させた。清水書院（以下，Ｓ社）は，昭和56年度本から欄外註に他社の本文と同量程度の記述を登場させたが，本文への組み込みは平成２年度本からであった。

② Ｋ社関係者へのインタビューは平成18年11月22日（水）14：00から行った。またＴ社関係者へのインタビューは平成18年11月24日（水）９：30から行った。いずれもおよそ１時間半かかった。Ｔ社の場合には，最初から最後まで１対１であったが，Ｋ社の方は最初の15分ぐらい同席者がいた。ただし，同席者とはアイヌ民族関係記述についての話はしなかった。

本論の信頼性を増すためにはインタビュイーについてできるだけ精確な情報を読者に与えるべきであろう。しかし，インタビュイーの希望によってそれはできない。したがって，インタビュイーについては，過去あるいは現在の編集関係者としか言えない。また，聞き取ったこともすべて使用しているわけではない。インタビュー記録をインタビュイーにみせ，これをそのまま発表してよいかどうか問い合わせたときに発表されては困ると言われた部分があり，それについては用いていないからである。

③ ただし，ここでは主に昭和30年代から50年代のものに限る。

④ 徳武，1985　161頁。

⑤ 白石・広瀬，2003　25-26頁；ただし，括弧内は引用者による。

⑥ 徳武，1985　247頁。

⑦ 時野谷は，マスコミから「朱光会」の一員だったというレッテルを貼られた。それは，皇国史観を唱導した平泉澄という歴史学者の弟子，皇国史観の持ち主と言われたに等しい。しかし，時野谷自身からすればそのようなレッテルは，家永やマスコミによるためにするものでしかなかったろう。時野谷には自分の検定は皇国史観などに基づいたものではない，それは多くの執筆者たちが認めてくれているという自負があったからである（時野谷 1993『最近の教科書問題について』國民会館，72頁）。

⑧ 時野谷，1993　44頁；ただし，括弧内は引用者。

⑨ 徳武，1995　185頁。

⑩ 毎日新聞社，1982　156頁；ただし，傍点及び括弧内は引用者。

⑪ 出版労連教科書対策委員会，1995　10頁。

⑫ 高倉のこの著作について，麓慎一は次のように述べている（麓　1998「蝦夷地第二次直轄期のアイヌ政策」，北大史学会『北大史学』(38巻)，49頁)。

近世社会とアイヌの関係は，既に多くの研究を有している。しかし，近世から近代への移行期におけるアイヌ史ないしはアイヌ政策に関する研究は，いまなお高倉新一郎氏の『アイヌ政策史』を基本的には継承している。

つまり高倉のこの著書は，いまだに大きな影響力を持つ基本文献なのであり，歴史家が近世のアイヌ－和人史の叙述をなすときの基本的な叙述スキームを提供しているのである。

⑬ 東書関係インタビュイーから：インタビューは平成18年11月24日に実施した。

⑭ 出版労連　2002『教科書レポート2002』№46，80頁。

⑮ Ｔ社の市場占有率の伸びを内容だけで論ずることができないのは当然である。教科書の場合には，営業力がものをいうということは常識だからである。

⑯ 昭和53年度本の場合でいえば，Ｋ社がおよそ55,000冊，他方Ｔ社が約22,400冊で，両者の北海道市場における力関係は2.5：１となる。

昭和53年度の採択ではこの２社で，北海道市場の91.5％を押さえていた。首都圏や政令都市のある府県を除けば，全県で採択されたとしても１万冊～３万冊程度であることを考えると，北海道がいかに巨大市場かわかるだろう。